

平成30年第3回大衡村議会定例会会議録 第3号

平成30年 9月 6日（木曜日） 午前10時開議

出席議員（11名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
9番 高橋 浩之	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 小川ひろみ	14番 細川 運一	

欠席議員（1名）

10番 遠藤 昌一

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 渡邊 愛
村誌編纂室長 文屋 寛	会計管理者 斎藤 善弘

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

議事日程（第3号）

平成30年 9月 6日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第51号 黒川地域行政事務組合規約の変更について
- 第 3 議案第52号 平成30年度五反田住宅1・2号棟改修工事の請負契約の締結について

て

第 4 議案第 53 号 平成 30 年度大衡村一般会計予算の補正について

第 5 議案第 54 号 平成 30 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

第 6 議案第 55 号 平成 30 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

第 7 議案第 56 号 平成 30 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

第 8 議案第 57 号 平成 30 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

第 9 議案第 58 号 平成 30 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

第 10 議案第 59 号 平成 30 年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正について

第 11 報告第 2 号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について

第 12 認定第 1 号 平成 29 年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について

第 13 認定第 2 号 平成 29 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第 14 認定第 3 号 平成 29 年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 15 認定第 4 号 平成 29 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第 16 認定第 5 号 平成 29 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

第 17 認定第 6 号 平成 29 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 18 認定第 7 号 平成 29 年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 19 認定第 8 号 平成 29 年度大衡村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）と同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

遠藤昌一議員届け出欠席であります。

定足数に達しますので、これより平成 30 年第 3 回大衡村議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君）　日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、9 番高橋浩之君、11 番山路澄雄君を指名いたします。

日程第 2 議案第 51 号 黒川地域行政事務組合規約の変更について

議長（細川運一君）　日程第 2、議案第 51 号、黒川地域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君）　本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　おはようございます。

議案書につきましては 8 ページをごらんいただきたいと思います。あわせまして規約変更に係る新旧対照表 1 ページをごらんいただきたいと思います。説明につきましては、新旧対照表をもとにご説明申し上げます。

黒川地域行政事務組合規約の一部を変更する規約でございます。

第 3 条でございます。14 号に小中学校結核対策委員会の設置及び運営に関する事項という規定がございますけれども、この規定を削り、1 号ずつ繰り上げを行うものでございます。

16 条 2 項第 2 号につきましては、項ずれの修正を行うものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

別表第 1 でございますけれども、こちらにつきましては号ずれの修正並びに第 14 号の項を削るものでございます。

今回の改正の経緯でございますけれども、平成 15 年度に広域事業として黒川地域行政事務組合教育委員会に結核対策委員会を設置して、対応してきたところでございますけれども、平成 24 年度の制度改正によりまして、市町村教育委員会が直接専門家の助言が受

けられるようになりました。この結果、広域での設置目的は達成されたことによりまして、今回の規約改正に至ったものでございます。

施行日につきましては、知事の許可のあった日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号 平成30年度五反田住宅1・2号棟改修工事の請負契約の締結について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第52号、平成30年度五反田住宅1・2号棟改修工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書の9ページをお願いします。

あわせまして別紙の議案52号、別紙のほうでご説明を申し上げます。

初めに議案書9ページをお願いいたします。

議案第52号平成30年度五反田住宅1・2号棟改修工事の請負契約の締結について。

平成30年8月27日、条件付き一般競争入札に付した平成30年度五反田住宅1・2号棟改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的。平成30年度五反田住宅1・2号棟改修工事。

2、契約の方法。条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）。

3、契約の金額。1億3,273万2,000円。

4、契約の相手方。加美郡加美町字赤塚37番地、丸か建設株式会社、代表取締役、佐々木浩章。

当該工事につきましては、条件付き一般競争入札として7月25日公告をし、8月27日入札を執行、8月31日工事の請負契約の仮契約を締結しております。

入札の参加は3社で、請負率につきましては91%となっております。

続きまして議案の説明資料、議案第52号別紙で工事の概要等についてご説明をいたします。別紙の1をお願いいたします。

今回の工事につきましては、五反田住宅1号棟18戸、延べ床面積で1,273平方メートル及び2号棟18戸、延べ床面積で1,319平方メートルについての長寿命化改修工事となっております。

主な工種につきましては、屋上防水改修工事、外壁改修工事といたしまして、外断熱工事、建具改修工事、外壁塗装工事となっております。工事の施工場所につきましては、大衡村大衡字五反田地内、工期につきましては、議決日の翌日から平成31年2月28日までとなっております。

次に別紙の2をごらんください。

主な工種についての詳細断面図になります。図面の右上ですが、屋上防水といたしまして傾斜部分は鋼板の段ぶき施工、陸屋根部分につきましては改質アスファルト防水施工となります。なお屋上防水につきましては2号棟のみで、1号棟につきましては、平成28年度に施工済みとなっております。

次に図面の中段、建具改修といたしまして、居室側の内窓部は二重サッシ施工、それ以外の部分は真空ガラスへの交換となっております。

次に別紙の3、改修平面詳細図をごらんください。

外壁改修といたしまして、図面の斜線部分は直接居室に係る部分といたしまして、外断熱パネル設置の施工部分を示してございまして、先ほどご説明申し上げました内窓部分の二重サッシと真空ガラス部分を旗揚げで表示してございます。

最後に別紙の4、断面図をごらんください。

外壁改修についてですが、図面の斜線部分は直接居室に係る部分といたしまして、外断熱パネルを設置しまして、それ以外のバルコニー等実線部分は外壁塗装の施工となります。

説明については以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

議長（細川運一君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 今回のこの改修工事ですけれども、別紙の2、3、あるいはこの別紙資料から見た場合、これまで五反田住宅の居室の居住者の方々から室内結露が非常にかび、あ

るいはそういうような湿気等について対応が、経年劣化もあると思うんですが、こういうものの対策にまずどのような配慮あるいは似たような症状が起き得るものなのか、そういったものが完全に防げるものなのか、この概要の効果をまず1点お知らせいただきたいのと、それからあと総合評価の落札方式、この点について改めてどのような手順、事務的なものが発生し、どういうような格好で進められたのかを2点お尋ねします。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　まず1点目の居室の結露についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、これまで五反田住宅含めまして外気温との気温差の関係で結露が多く発生していたということで、入居者の方からいただいておりました。昨年度から五反田住宅の改修、昨年度3号棟を改修しておりましたが、先ほどご説明申し上げました外壁の外断熱パネルの設置、あと内窓の設置、あと真空ガラスの交換ということで、その辺の対策の効果は3号棟のほうで実証しております。大分効果が大きいと、入居者の方からも非常にその効果の部分のお話を聞いております。今回の1・2号棟の工事につきましても、同じく同様な工法となっておりますので、その結露の部分については大幅に解消できるものと考えております。

議長（細川運一君）　企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　それではお答えいたします。

総合評価の関係でございますけれども、総合評価については指名競争入札、一般競争入札、どちらでも総合評価ということででき得るものでございます。今回については5,000万円以上の部分ということで、一般競争入札での総合評価ということでございます。総合評価につきましては、いわゆる通常であれば価格点、価格の低い予定価格より価格の低いものを一番の落札者ということでございますけれども、いわゆるそれ以外の技術点、社会性等々を点数にして、それで総合的に評価をするということでございます。あとは流れ的なものにつきましては、一般的にいわゆる学識経験者等への入札参加条件等々の意見の聴取を行った上で入札の公告を行い、それでいわゆる条件付き一般競争入札の参加資格判定委員会等々を経て入札を行うという段取りでございます。以上でございます。

議長（細川運一君）　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　5,000万円以上の契約というような部分が前提にあっての入札と思われますが、事務的にやはり期間ということで設計価格を設定して一発で入札というよりは、企業の鋭意努力される法人の質、技術的なもの、そういったものと価格的なものを考慮しな

がら精査するという意味では、入札の新たな改革の観点からすると、私は高く評価すべきだと思います。ただ時間的なものですね、事務的な経過時間というか手続き上相当これまでとは流れ、3号棟の場合でもやったとはいうものの、事務的には大変なご苦労があったのかと思うんですが、そのリスクの部分だけ所管がありましたらお尋ねをしたいと思います。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）通常の指名競争入札であれば、短期間というわけではないんですけれども、現説期間5日間等々で指名委員会等々で2週間もあれば業者は決定するという形になりますが、この条件付き一般競争入札の場合は最低でも1カ月、事務的なものは1カ月以上、今回については1カ月以上のいわゆる事務的、その公告期間とか現説期間というのを有しております。ですので誰でもいわゆる参加資格のある業者であれば、手を挙げることができるということで、透明性というかそういうのは担保されているのかなとは思っているところでございます。

議長（細川運一君）佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君）まず前回3号棟の改修を行ってそれなりに効果出ているというお話がありましたがけれども、工事期間内に3号棟の住居している方からいろいろ要望等なかったものなのか、そしてそれを今回の工事に生かしていくけるものなのか、まず確認します。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）昨年度の3号棟の工事の中では、入居しながらの工事ということで、どうしても洗濯物が干せないですとかそういった部分についてちょっとご意見をいたいた経緯がございました。ただどうしてもその入居しながらの工事ということで、できるだけ配慮の部分はさせていただくような形はしておったんですが、あと同じく内窓の設置ですとか真空ガラスへの交換の際には、入居者の方に立会いをいただかなければいけないということがありまして、一部その辺の立会いの関係でちょっとお時間をいただかなければいけないということで、ちょっとご迷惑をおかけしたことはあったんですけども、改修工事の効果の部分を説明させていただきまして、その辺の部分はできるだけ入居者の方の都合に合わせるような形で、例えば日曜日の施工でしたり、そういった部分を配慮するような形で対応させていただきまして、そのほか例えば騒音とかそういう部分については苦情等はなかったような状況でありましたので、今年度もその辺の部分と同じく配慮した形で工事を進めていきたいと考えております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） それから工期についてですけれども、31年2月28日と明記されていませんが、前回は3号棟だけでしたけれども、今回1号棟、2号棟ということで2棟の施工ですよね。この工期、例えば1号棟を終わらせて2号棟ということなのか、1号棟、2号棟を同時にするのか、そこら辺お願いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 正式に契約締結した後に請負者との協議というか打ち合わせになりますけれども、村のほうとして考えているのは1号棟、2号棟それぞれ別パーティーで同じような段取りで並行的に進めるような段取りを考えております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 応札した企業が3社あると今言いましたけれども、その3社がどれぐらいの金額で応札したのか、それをまずお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） お答えいたします。

落札された丸か建設については、これは税抜きの金額になりますけれども1億2,290万円でございます。1億2,290万円。そのほかの部分については熊田建業については1億2,160万円、1億2,160万円。あともう一社でございますが、新日本商事株式会社、美里町に事務所がございますが、1億1,500万円でございます。以上でございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 総合評価落札ということで、この契約、応札を見ますと一番高いところと契約されたというふうに見えるわけなんですけれども、この総合価格評価はわかるんですけれども、村に対する貢献度とかそういうものもちろん入っていると思うんですけども、私この間こういうやつで質問したときには、確かに金額の低いのも貢献度であると、つまり安い金額で工事を請け負ってもらえばその差額が村に対する貢献度であるというようなお話しされたと記憶しているんですけども、ここでちょっともう既に1,000万円以上の差がある、そんなような状況の中でなぜこの一番高い業者が落札したのか大変不思議なんですけれども、その辺を詳しくお知らせ願いたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 今回の総合評価の部分については価格点というのが80点満点になるものでございます。80点ですね。いわゆる予定価格とあと応札した金額のその比です

ね。ということで 80 点満点で計算すると。あとはそれ以外の点数ですね、技術点ということで 23 点満点でございます。ですので 103 点満点で総合的に点数が高いほうということでの部分でございまして、今回いわゆる最低制限価格を設けてございますので、新日本商事の部分については最低制限価格より下ということで、これについては無条件というわけではないんですけれども、失格扱いになるものでございます。熊田建設と丸か建設ということで、この中で丸か建設のほうが高かったんですが、最終的な点数の部分で申し上げますと、いわゆる価格以外の評価の部分で丸か建設のほうが高かったということで、点数的に最終的には丸か建設のほうが 103 点満点で 88 点、あとは熊田建設のほうが 85 点ということで、最終的な落札者となったということでございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 点数が 3 点の差ということで、130 万円の差をひっくり返したというのが丸かのほうだというご説明だと思うんですけれども、私らとしてはどうも何とも言えないような、本当に微妙なところではないかなと。今このいろいろなしがらみも私もありますけれども、どうも地元で一生懸命やっているこの熊田建設がこれだけの差で敗れたというのは本当に悔しいくらいに思うんですけどもね、本人はそう思っているでしょうけれども。これ総合評価の中でやっぱり村の貢献度なり何かといった場合には私はこれまでの事業の請負から何からずっと見ていますと、ずっと熊田建設のほうが上のように私としては見えるんですね。私としてはですよ。これまでの請け負った事業なり何なりを見た場合に。その方がこのようにたった 3 点の差で落ちたというのがどうも納得いかないような感じなんですけれども、総合評価の中でやっぱりその点あたりのこともやっぱり考えてやつていらっしゃるのか、宮城県のですね。丸か建設といえばもちろん大きな会社ですから、県の事業なり何なりにもどんどんどんどん出て行っている会社だと思うんですけれども、やっぱりその辺の評価も見てこうなっているのかというふうに私は見たんですけども、そういうことなんでしょうか。

それが果たしてこの村に合致するんでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） いわゆる価格点以外の社会的なものの部分でございますけれども、23 点満点の部分でございますが、いわゆる技術力の部分、それから企業評価、あと配置する技術者の能力等ということで、いわゆる企業評価については 6 点でございます。あとは

配置する技術者等の能力は8点満点、あとは社会性の部分でございますが、例えば建退協の加入制度の有無ですか、そういう部分が2点満点で、あと地域性、これが地域貢献といわれているものについてでございますけれども、これが一応7点満点になっていると。あとは不誠実な行為等々があって減点等がありますけれども、それで23点満点でやっているということで、いわゆる地域性、地域貢献だけで得点をついているわけではない、そういうトータル、企業のですね。企業評価というのもトータルした形での採点、いわゆる価格点以外の23点の部分の内訳ということでございますので、ご了解のほうよろしくお願いしたいと思います。

議長（細川運一君）ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 平成30年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君）日程第4、議案第53号、平成30年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君）本案の説明をさせます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）それでは平成30年度大衡村一般会計補正予算のご説明を申し上げたいと思います。議案第53号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

議案第53号別紙、平成30年度大衡村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,067万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億8,947万3,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細でご説明申し上げたいと思います。

7ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金189万円の増、説明記載の補助金の増でございまして、社会保障税番号システム整備費補助金でございます。

2目民生費国庫補助金64万8,000円の増、後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

3項1目総務費国庫委託金5万円の増、施設区域所得と事務委託金確定によるものでございます。

16款2項1目民生費県補助金9万円の増、説明記載の部分でございまして、少子化対策市町村支援交付金でございまして、特定不妊治療の助成による交付決定によるものでございます。

3項1目総務費県委託金3万3,000円の減、説明記載1件の統計調査分でございます。交付決定によるものでございます。

17款1項2目利子及び配当金19万4,000円の減、黒川森林組合出資配当金確定によるものでございます。

18款1項2目指定寄附金20万円の増、民生部門1件分でございます。

19款1項1目後期高齢者医療特別会計繰入金48万8,000円の増、2目介護保険事業勘定特別会計繰入金843万4,000円の増、3目宅地造成事業特別会計繰入金6,390万4,000円の増。いずれも繰越額確定による精算でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2項1目財政調整基金繰入金4,000万円の減、2目減債基金繰入金2,000万円の減、3目地域振興整備基金5,000万円の減。いずれも歳出見合いの財源の調整を行うものでございます。

20款1項1目繰越金6,519万9,000円の増でございます。繰越額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2款1項1目一般管理費212万4,000円の増、12節の役務費につきましては、コンピューター機器設定に係る手数料、13節の委託料はマイナンバー等の記載事項受出に伴うシステム改修委託料、18節備品購入費につきましては、記者会見や協定締結事業におけるバックパネルの購入経費でございます。

2目文書広報費237万6,000円の増、会計年度任用職員制度導入のための例規支援業務委託料でございます。

6目企画費、7万7,000円の増、11節と12節につきましては、演習所周辺整備対策費事務費の調整でございます。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、バイオディーゼル燃料の補助金を増額補正しているものでございます。

2項1目税務総務費30万6,000円の増、人件費の調整でございます。

次のページをごらん願いたいと思います。

2目賦課徴収費300万円の増、法人税部分に係る還付金、還付加算金の補正でございます。

5項2目指定統計総務費3万3,000円の減、説明記載の統計調査の補助金の確定に伴う事務費等の調整でございます。

3款1項1目社会福祉総務費、財源の入れかえでございます。

2目国民年金費9万円の増、人件費の調整でございます。

3目老人福祉費64万8,000円の増、28節繰出金につきましては、後期高齢者会計の繰出金でございます。

4目障害者福祉費68万円の増、23節の償還金利子及び割引料でございますけれども、国県への補助金等の返還金でございます。

4款1項2目母子保健費、財源の入れかえでございます。

4目環境衛生費86万3,000円の減でございまして、繰出金の減でございます。戸別合併処理浄化槽への繰出金の減というところでございます。

5款1項1目農業委員会費1万5,000円の増、農業委員会研修時のバス運転委託料でございます。

3目農業振興費45万7,000円の増、説明記載の負担金及び補助金の増で、青果物価格安定総合補償協会負担金の増、曲がりネギ産地育成対策事業及び農業用ビニールハウス設置事業に係る補助金の増でございます。

5目農地費1万円の増、19節でございますけれども、全国土地改良大会宮城県大会の参加負担金を計上してございます。

次のページをごらん願いたいと思います。

2項1目林業振興費19万5,000円の減でございます。黒川森林組合の出資金の確定によるものでございます。

6款1項1目商工総務費2,366万8,000円の減でございます。企業立地奨励金の減でご

ざいます。

2目商工振興費 5万 4,000 円の増、黒川商工会が主体となります創業支援事業の補助金を計上しているものでございます。

3目配水管管理費 8万円の増、人件費の調整と配水管空気弁の修繕料を計上しているものでございます。

7款4項1目都市計画総務費 5万 4,000 円の減でございます。人件費の調整でございます。

2目公園費 91万 7,000 円の増、人件費の調整と7節の賃金につきましては、公園の維持管理に係る賃金を計上しているものでございます。

3目下水道費 466万円の減でございます。繰出金の減でございまして、下水道会計の繰越金確定に伴う調整でございます。

4目定住促進費 4,000万円の増、ときわ台南団地外への定住促進の補助金の増額補正でございます。

5項1目住宅管理費 526万円の増でございます。退去や退去等に伴う修繕料、風呂釜等の修繕料及び原材料の補正でございます。

次のページをごらん願いたいと思います。

8款1項2目非常備消防費 42万 5,000 円の増でございます。新入団員の活動服及び19節につきましては、消防団福祉共済負担金の補正でございます。

9款4項1目社会教育総務費 8万 9,000 円の増でございます。19節の負担金等々につきましては、全国青年大会参加に係ります補助金を計上しているものでございます。

11款1項1目公債費、財源の入れかえでございます。

12款2項1目公営企業貸付金 91万 4,000 円の減、21節でございますけれども、住宅団地造成特別会計貸付金の減でございます。

13款1項予備費 425万 5,000 円の増でございます。調整によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 定住促進費の補正が大きくなっていますけれども、これはときわ台南の関係かなと思うんですが、その建築なり補助対象となる内訳のようなものを示していただきたいのと、それから社会教育団体への補助金が8万 9,000 円なんですけれども、青年団の全国大会への補助金ということでしたが、これで何名分になっているのか、2点お願ひ

します。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 初めに定住補助金の補正についてでございますが、当初予算で件数にしまして 30 件程度見込んでおりまして、3,000 万円計上させていただいておりました。現在のときわ台南の着工状況が 80 件を超えているということで、今後の支出見込みを 70 件程度と見込みまして、4,000 万円のプラス補正でトータル 7,000 万円の定住補助金というような内訳となっております。

議長（細川運一君） 生涯学習担当課長。

生涯学習担当課長（渡邊 愛君） 全国青年大会に出場する黒川郡の連合青年団の団員に対する補助ですけれども、本村からは 2 名参加いたします。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） 定住促進の補助の関係ですけれども、今のときわ台南を見た際にほとんど建築が着工されていてということで、もう少し必要ではないのかなというふうにも感じるんですけれども、その辺着工なりいろいろ情報はいただいての金額だと思うんですけれども、そこをもう一度確認したいのと、青年団の補助金なんですけれども、金額を見て 1 名なのかなと思ったんですけども、今さほど補助率、補助率が下がったんですか。その辺お願ひします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 現在の着工状況が 80 軒を超えてる状況になっておりまして、聞きとりの中で完成時期等も聞きとりしております。その 80 軒の中にはハウスメーカーの建て売り分等も含まれておおりまして、定住補助金の支出につきましては、建物が完成したあとに登記関係、それと住民票の移動関係等々ありますので、完成したあとにちょっと申請までに数ヶ月期間を要するというのがありますので、その辺の完成時期の見込みと手続きの申請時期を見込んで今回年度内 70 件程度というふうに見込んだものでございます。

議長（細川運一君） 生涯学習担当課長。

生涯学習担当課長（渡邊 愛君） 補助率につきましては、大和、大郷、大衡村、それぞれ合わせておりまして、大会参加費の 3 分の 2 を補助させていただいております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号 平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第54号、平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） おはようございます。それでは、議案第54号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第54号、平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,179万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,464万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

6款1項1目繰越金1,179万7,000円の増、前年度からの繰越金は、1,879万7,460円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費32万4,000円の増でございます。13節委託料で、こちらにつきましては国保情報データベースシステム改修業務によるものでございます。

8款1項5目療養給付費等負担金償還金1,144万9,000円の増、こちらは平成29年度の療養給付費等負担金の実績の報告により、返還が生じたものでございます。

6目療養給付費等交付金償還金8万4,000円の増、こちらは退職者医療の被保険者等に対する交付金の返還金分ですが、現在被保険者はおりませんが、滞納繰越額の納付分に対

し、交付金の返還を行うものでございます。

7目特定健康診査等負担金償還金1万9,000円の増、平成29年度の精算に伴う返還が生じたものでございます。

9款1項1目予備費7万9,000円の減、こちらにつきましては、財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号 平成30年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第55号、平成30年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第55号別紙でご説明申し上げます。

平成30年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入予算の補正について定めたものでございます。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第1表 岁入補正予算」による。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

歳入について。4款1項1目一般会計繰入金446万円の減と、5款1項1目繰越金446万円の増につきましては、平成29年度繰越金確定に伴う補正となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第56号 平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第56号、平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。健康福祉課長長。

健康福祉課長（残間文弘君） それでは議案第56号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,341万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億289万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入です。

3款2項2目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）20万4,000円でございます。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）114万6,000円。

4款1項2目地域支援事業交付金64万3,000円。

次のページ、5款3項1目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）12万7,000円。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）57万2,000円、いずれも平成29年度の精算による追加交付でございます。

9款1項1目繰越金2,072万1,000円。前年度からの繰越金でございます。

10款3項3目返還金4,000円、過年度の高額介護サービス費の返還金によります返還金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

3款1項1目居宅介護予防生活支援サービス事業費410万円、総合事業訪問型サービス、中種型サービスに係る見込み額による補正でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費63万8,000円、総合事業分に係りますサービス計画費でございます。

6款1項2目償還金839万5,000円。内訳は、国庫補助返還金が742万7,000円、県補助金返還金が95万9,000円、支払基金交付金返還金が9,000円、いずれも平成29年度の精算による返還が生じたものでございます。

2項1目一般会計繰出金844万4,000円の増。これにつきましても平成29年度の精算による一般会計の繰出金でございます。

7款1項1目予備費184万円、こちらにつきましては財源調整でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第57号 平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第57号、平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） これより本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第57号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成 30 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入予算の補正について定めたもので、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第 1 表 岁入補正予算」によるものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。4 ページをお願いいたします。

歳入について、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 86 万 3,000 円の減と、5 款 1 項 1 目繰越金 86 万 3,000 円の増につきましては、平成 29 年度繰越金確定に伴う補正となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 58 号 平成 30 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第 9、議案第 58 号、平成 30 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第 58 号別紙でご説明申し上げます。1 ページをお願いします。

平成 30 年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 207 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,467 万 9,000 円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので 6 ページをお開き願います。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金 64 万 8,000 円、後期高齢者医療システムの改修分でございます。

4 款 1 項 1 目繰越金 143 万 1,000 円、こちらにつきましては前年度からの繰越金は 143 万 2,368 円でございます。

続きまして、7 ページの歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費 64 万 8,000 円の増、13 節委託料で、歳入でもご説明申し上げましたが、システムの付加業務機能の改修を行うものでございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 94 万 5,000 円。19 節負担金補助及び交付金で、平成 29 年度の出納整理期間中に納付された保険料分でございます。

3 款 2 項 1 目一般会計繰出金 48 万 8,000 円の増、28 節繰出金でございますが、繰越金と出納整理期間中に納付された保険料額との調整分を一般会計へ戻し入れするものでございます。

4 款 1 項 1 目予備費 2,000 円の減、こちらにつきましては財源調整でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 59 号 平成 30 年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第 10、議案第 59 号、平成 30 年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第 59 号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成 30 年度大衡村宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入予算の補正について定めたものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,162 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,502 万 8,000 円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正について定めたものでございます。

続きまして第 2 表でご説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

地方債の補正についてでございます。

一般会計の借入金の限度額 91 万 4,000 円を全額減額し、0 円とするものでございます。なお、補正後の表の中で 2 本ほど余分な罫線の表示がございました。削除をお願いいたします。申しわけございませんでした。

続きまして事項別明細書でご説明を申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

歳入について。

2 款 2 項 1 目延滞金 6 万 8,000 円の増です。こちらは土地売買金額の延滞 2 件分に係る延滞金の補正となっております。

3 款 1 項 1 目村債 91 万 4,000 円の減、繰越金の増額に伴い財源が確保されたことから減額するものでございます。

4 款 1 項 1 目繰越金 5,686 万 2,000 円は、確定によるものです。

5 款 1 項 1 目不動産売払収入 561 万 2,000 円の増です。こちらは土地売買契約 1 件分につきまして、年度を超えて契約となったことから、売払い収入分について増額するものでございます。

続きまして 8 ページ、歳出について。

1 款 1 項 1 目塩浪地区造成事業費 6,162 万 8,000 円の増です。13 節委託料 227 万 6,000 円の減につきましては、委託業務完了に伴う補正となります。

28 節繰出金 6,390 万 4,000 円につきましては、一般会計への繰出金となりまして、歳入

歳出調整によるものとなっております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 歳入のほうで紹介がありました延滞金の6万8,000円の2件、この詳細をちょっとお尋ねしたいのと、それからせっかくですので近々の最新の情報として、ときわ台南の売買の状況、あるいはせっかく契約をゴールインしても何か書類の審査で通らなかつたというような状況もあったように聞いているんですが、近々の状況をお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず1点目の延滞金についてですけれども、土地売買契約につきましては、内金を入金いただいた後に契約を締結しまして、その契約締結後3カ月をしてから以内に残金を納入いただぐというような手続きになっておりますが2件分につきまして、ハウスメーカーとの協議の打ち合わせがちょっと長引いたという兼ね合いで、ちょっと3カ月の期間内に間に合わなかつたというような理由でございまして、その日数の部分に14.6%掛けた部分について延滞金を算出しておりまして、その2件分合わせまして6万9,734円というような金額になっておりまして、今回その分6万8,000円を補正するものでございます。

最新の契約状況ということですけれども、平成29年度の契約分につきましては、今回の補正で1件分ほど売払収入ですね、増額補正させていただいたときに説明させていただいておりますが、平成29年度につきましては、販売事務所用地と1件分繰り越した分を除きまして105件分が契約済みで、全額納入済みとなっております。平成30年度に入りまして、その1件繰り越した分の契約につきましては、契約済みで全額納付金、収入済みとなっておりまして、残り2件の販売事務所用地ですけれども、その部分撤去工事のほうは完了しております、現在その購入予定者の方との打ち合わせのほうは進んでおりまして、今月中に契約する見込みとなっております。以上です。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 私も関心ありますて、今協議中である2件の角地ですね、すごく立地的な部分と公共的な部分に使えるのかなというような検討をしておったんですが、買い求めてから契約までということで今お話しされたように内金を打ってから3カ月以内に全金を納めるというような流れがあるということ前提なんですが、転売はしてならぬというような

決まりがあると。ただし今回ハウスメーカー、四十数棟ですか、今肅々と建て込みのほうが進んでおるようですがれども、このハウスメーカーの売れ行きあるいは行き先というか契約先ですね、こういったものの展望というのは情報的にどこまで得られているのかお尋ねしたいです。ということは、きのうあるいはおとといあたりの一般質問でも出ているように、ときわ台南の次に続く住宅団地あるいは小規模的な団地的なものの構想を描くのであれば、こういうようなハウスメーカーのほうが買い求め、そしてまた一般の方に転売というような形になろうとは思うんですが、この行く末なりを見据えて用地の需要とその供給的なバランスの数字はある程度は見込みながら計画を立てていかなければならぬのではないかかなというふうに考えますので、現在のハウスメーカーが取り扱っている、今後あるいは現況というような情報が紹介できればご案内をいただきたいと思います。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　ハウスメーカーの売れ行きの状況ということで、現在正確な数字につきましては、手元でちょっと集計しているものがございませんので、お知らせできなくて申しわけございませんが、完成状況等につきましては、上下水道の完了検査等々で状況を見据えておりまして、また定住補助金の支出の関係で予算の措置の関係でハウスメーカーのほうにも協力は求めておりまして、その辺の契約の見込み等々立った場合につきまして、あと契約の相手方の承諾が必要となります。その契約の相手方の情報も含めまして情報提供いただくような形で協力は求めておりまして、契約が決まってからというような状況になりますけれども、その辺は押さえるような形で事務方のほうでも取り扱いをしているという状況です。正確な数字につきましては、現在ちょっと手元の集計では持ち合わせておりませんので、その辺ご了承いただきたいと思います。

議長（細川運一君）　小川宗寿君。

7番（小川宗寿君）　いろいろこのハウスメーカーが求められて、上物が建築が終わったということで、次の契約というエンドユーザーというか契約者が出ると思うんですが、近隣の吉岡あるいは富谷管内あたり見ても新築を済ませ、生活が始まった途端に転勤あるいはこういうつきものなんだそうですがれども、家を求めるに転勤が出るというような変な慣例の例があるわけです。少ない中でもこのときわ台南でもそういうような例があるのかなというふうには、余り予測したくないんですけれども、こういうような数字をしっかりと確認あるいは網羅しながら、次へ進むミニ開発あるいは住宅団地というような新しいまちづくりの構想をしっかりと執行部のほうでもいろいろな情報を精査しながら計画に担当の方々の情

報をスピードィーに判断しながら計画のほうに情報を加えていただきたいと思いますので、以上申し上げておきます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず契約に至るまでにつきましては、ハウスメーカーのほうにも協力を求めておりまして、どのハウスメーカーのほうについてもその辺の協力の体制についてはおおむね了解をいただいておりますので、今後ともその辺は連携をしながら情報収集していきたいと思います。また契約後ハウスメーカーが売却したあとの実際の住民の方につきましては、定住補助金の際に直接職員、我々のほうとやりとりが出来ますので、その際いろいろ情報等々聞きとりしながら引き続き対応していきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 報告第2号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について

議長（細川運一君） 日程第11、報告第2号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についての報告を行います。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案書17ページをごらんいただきたいと思います。

報告第2号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率並

びに、同法第 22 条第 1 項の規定による資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

別紙でご説明申し上げます。

まず、1 の健全化判断比率の公表等でございます。これにつきましては、財政健全化法第 3 条に基づくものでございます。中ほどの部分でございます。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率、いずれにつきましても赤字になってないため、数値にはあらわれないものになっているものでございます。

実質公債費比率 9.0%、昨年度より 0.4% 減ということになっております。引き続き経営健全状態が続いております。

将来負担比率につきましては、赤字になってないため数値にはあらわれないものでございます。昨年度数値につきましては、8.6% ということで数字にあらわれておりましたが、今般この比率が解消された大きな要因といたしましては、宅造会計において、平成 29 年度、ときわ台南の宅地が全て売れまして、財産収入が大きく一般会計や民間資金の借入額を全て償還できたことが大きな要因になっているものでございます。

次に、2 の資金不足比率の公表等でございます。これにつきましては、財政健全化法第 22 条によるものでございます。4 事業ほどございます。まず、法適用の水道事業、法非適用下水道事業特別会計、法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計、法非適用宅地造成事業会計、この 4 会計でございますけれども、いずれの会計におきましても資金不足に該当しないため、数値にはあらわれていないところでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（細川運一君） ここで、監査委員から、平成 29 年度財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査に係る意見を求めます。

渡邊保夫代表監査委員、登壇願います。

[代表監査委員 渡邊保夫君 登壇]

代表監査委員（渡邊保夫君） それでは平成 29 年度大衡村財政健全化審査意見書を申し上げます。

次のページをお開きになっていただきます。それで大変申しわけございませんが、（2）の個別意見の③の平成 29 年度実施公債比率は 9.7 となっておりますが、大変申しわけございませんが、9.0 と訂正お願いいたします。どうも申しわけございません。

それでは意見書でございますが、適正に作成されていましたのでご報告申し上げます。

続きまして平成 29 年度大衡村地方公営企業会計経営健全化審査意見書でございますが、この意見書につきましても適正に作成されていると認めますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 以上で、報告第 2 号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についての報告を終わります。

第 12 認定第 1 号 平成 29 年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について

第 13 認定第 2 号 平成 29 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第 14 認定第 3 号 平成 29 年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 15 認定第 4 号 平成 29 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第 16 認定第 5 号 平成 29 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

第 17 認定第 6 号 平成 29 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 18 認定第 7 号 平成 29 年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 19 認定第 8 号 平成 29 年度大衡村水道事業会計決算認定について

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。

日程第 12、認定第 1 号、平成 29 年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 13、認定第 2 号、平成 29 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 14、認定第 3 号、平成 29 年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 15、認定第 4 号、平成 29 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 16、認定第 5 号、平成 29 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 17、認定第 6 号、平成 29 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 18、認定第 7 号、平成 29 年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 19、認定第 8 号、平成

29 年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上の 8 件は会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 12、認定第 1 号から日程第 19、認定第 8 号までの 8 件は一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

各議案について、それぞれ説明を求めます。

なお、説明は概要、要点についてのみを簡潔に説明を願います。

企画財政課長。一般会計について説明願います。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、一般会計についてご説明申し上げます。

決算書 1 ページ、2 ページをごらんいただきたいと思います。

まず歳入でございます。

1 款の村税、1 項の村民税から 5 項の特別土地保有税まで、合わせまして予算現額 14 億 6,533 万 5,000 円、調定額 15 億 7,303 万 6,926 円、収入済額 14 億 9,468 万 1,936 円、不納欠損額 8 万 4,915 円、村民税、固定資産税、軽自動車税の 3 税目分でございます。収入未済額 7,827 万 75 円、たばこ税を除く 4 税目分でございます。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税、2 項自動車重量譲与税、合わせまして予算現額、調定額並びに収入済額、同額でございまして 4,773 万 2,000 円でございます。

3 款 1 項利子割交付金、予算現額、調定額、収入済額、同額でございます。63 万円でございます。

4 款 1 項配当割交付金、予算現額、調定額、収入済額、これも同額でございます。146 万 6,000 円でございます。

5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金、これにつきましても同額でございます。149 万 2,000 円でございます。

6 款 1 項地方消費税交付金、これも同額でございますが、1 億 5,895 万 1,000 円でございます。

7 款 1 項ゴルフ場利用税交付金、予算現額 1,594 万 6,000 円、調定額並びに収入済額、同額でございまして、1,594 万 6,009 円でございます。

8 款 1 項自動車取得税交付金、これも同額でございまして 1,526 万 6,000 円でございま

す。

9 款 1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、これにつきましても同額でございます。
2,762 万 8,000 円でございます。

10 款 1 項地方特例交付金、同額でございまして 466 万 3,000 円でございます。
11 款 1 項地方交付税、これも予算現額、調停額、収入済額、同額でございまして 9 億
3,958 万 9,000 円でございます。

12 款 1 項交通安全対策特別交付金、同額でございまして 143 万 2,000 円でございます。
13 款の分担金及び負担金、1 項の負担金が予算現額 116 万 3,000 円、調停額 128 万
1,842 円、収入済額 121 万 3,062 円、6 万 8,780 円の収入未済額でございます。これにつ
きましては保育料分でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

14 款使用料及び手数料、1 項の使用料、2 項手数料、合わせまして予算現額 9,106 万
5,000 円、調定額が 1 億 58 万 9,335 円、収入済額が 9,802 万 5,686 円、256 万 3,649 円の
収入未済となっております。住宅使用料分でございます。

15 款国庫支出金、1 項の国庫負担金から 3 項の国庫委託金まで、合わせまして予算現額
7 億 2,837 万 2,000 円、調定額 7 億 2,869 万 5,659 円、収入済額 6 億 3,266 万 8,659 円、
9,602 万 7,000 円が収入未済となっております。これにつきましては、繰越明許分でござ
いまして、道路分に係る社会資本総合整備交付金分でございます。

16 款県支出金、1 項の県負担金から 3 項の県委託金まで、合計いたしまして予算現額が
1 億 8,884 万 3,000 円、調定額、収入済額、同額でございまして 1 億 8,995 万 3,357 円で
ございます。

17 款財産収入、1 項の財産運用収入、2 項財産売払収入、合計いたしまして予算現額が
1 億 471 万 3,000 円、調定額、収入済額同額でございまして、1 億 494 万 3,062 円でござ
います。

18 款寄附金 1 項の寄附金でございますが、予算現額 726 万 4,000 円、調定額並びに収入
済額同額でございまして、784 万 5,000 円でございます。

19 款繰入金 1 項の特別会計繰入金、2 項の基金繰入金、合わせまして予算現額 3 億
4,145 万 5,000 円、調定額、収入済額、同額でございまして 3 億 4,195 万 1,932 円でござ
います。

20 款繰越金 1 項の繰越金でございますけれども、予算現額が 2 億 5,738 万 9,000 円、調

定額、収入済額、同額でございますが、2億5,738万9,637円でございます。

21款諸収入1項の延滞金、加算金及び過料から4項の雑入まで、合わせまして予算現額が3億415万3,000円、調定額3億793万7,679円、収入済額3億722万7,222円、収入未済額が71万457円でございますが、給食費分でございます。

22款1項村債、予算現額、調停額同額で3億3,490万円、収入済額が2億6,370万7,120円の収入未済となってございます。これも繰越明許分でございまして、道路分に係る道路債分でございます。

歳入合計といたしまして、予算現額が50億3,944万7,000円、調定額が51億6,331万9,438円、収入済額が49億1,439万4,562円、不納欠損額が8万4,915円、予算に対する執行率は97.52%となっております。収入未済額が2億4,883万9,961円、この中には繰越明許の分が含まれてございますけれども、その分を除きますと8,161万2,961円となつているものでございます。

次のページでございます。歳出をご説明させていただきたいと思います。

1款1項議会費、予算現額8,292万1,000円、支出済額が8,130万8,563円でございます。

2款総務費、1項の総務管理費から6項の監査委員費まで、合わせまして予算現額が8億6,981万6,000円、支出済額8億5,213万1,319円でございます。

3款民生費、1項の社会福祉費から4項の災害救助費まで、合わせまして予算現額8億7,489万1,000円、支出済額が8億6,702万70円でございます。

4款衛生費、1項の保健衛生費から3項の上水道費まで、合わせまして予算現額4億7,891万円、支出済額が4億7,590万1,314円でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、2項林業費、合わせまして予算現額が1億8,713万9,000円、支出済額が1億7,936万774円でございます。

6款1項商工費、予算現額1億3,053万2,000円、支出済額が1億2,602万8,781円でございます。

7款土木費、1項の土木管理費から5項の住宅費、合わせまして予算現額12億3,851万2,000円、支出済額が9億6,016万7,912円、翌年度繰越額2億1,984万3,000円となっております。繰越明許分3件分でございます。

8款消防費、次のページをごらんいただきたいと思います。1項の消防費、予算現額1億4,961万4,000円、支出済額が1億4,648万2,628円でございます。

9款教育費、1項教育総務費から5項の保健体育費まで、合計いたしまして予算現額5億873万9,000円、支出済額が5億37万6,098円でございます。

10款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、合計いたしまして予算現額1億337万7,000円、支出済額が1億279万965円でございます。

11款1項公債費、予算現額3億5,237万9,000円、支出済額が3億5,237万7,369円でございます。

12款諸支出金につきましては、予算現額5,288万円、支出済額5,263万3,000円でございます。

13款予備費431万5,000円でございまして、支出はございません。

歳出合計でございます。予算現額が、済みません、予備費でございますが、973万7,000円でございます。大変失礼いたしました。支出はございません。

歳出合計でございます。予算現額が50億3,944万7,000円、支出済額が46億9,657万9,063円、予算に対する執行率につきましては93.19%でございます。翌年度繰越額2億1,984万3,000円、繰越明許分3件分でございます。

歳入歳出差引残額2億1,781万5,499円となってございます。このうち、基金繰入いたしまして9,000万円を繰り入れしているところでございます。

以上、簡単にご説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 住民生活課長、国保、後期高齢会計について説明願います。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、認定第2号、平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の113ページ、114ページをお開き願います。

一番下の歳入合計欄でございますが、予算現額が6億1,781万9,000円に対し、調定額6億5,934万5,134円、収入済額が6億2,860万48円、不納欠損額が18万7,430円、収入未済額は3,055万7,656円でございます。予算の執行率は101.7%、前年度比1,087万1,673円の増となっております。

次に、117、118ページをお開き願います。

歳出合計につきましては、予算現額6億1,781万9,000円に対し、支出済額が5億7,980万2,588円、不用額は3,801万6,412円でございます。予算の執行率は93.8%、前年度比2,021万9,917円の増となっております。

歳入歳出差し引き残額は4,879万7,460円となり、そのうち基金繰入金は3,000万円で

ございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、123 ページ、124 ページをお開き願います。

歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税でございますが、調定額 1 億 4,419 万 3,014 円に対し、収入済額 1 億 1,344 万 7,928 円、収納率は 78.7% となり、前年度に比べ 0.4% の増となっており、不納欠損 18 万 7,430 円は 2 件分でございます。

3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金 9,181 万 7,570 円につきましては、前年度比 661 万 6,670 円の減額でございます。

2 目高額医療費共同事業負担金 400 万 5,000 円につきましては、前年度比 6 万 4,089 円の減で、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える高額医療費に対し交付されるものでございます。

次のページをお開き願います。

3 目特定健康審査等負担金 92 万 8,000 円は、特定健診等に要する基準費用の 3 分の 1 が交付されるものでございます。

2 項 1 目財政調整交付金 2,867 万 6,000 円、前年度比 135 万 5,000 円の減でございます。

4 款前期高齢者交付金 1 億 5,906 万 2,975 円、前年度比 4,530 万 8,160 円の増で、こちらは 65 歳から 74 歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の調整による交付でございます。

5 款県支出金でございますが、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金並びに 2 目特定健康審査等負担金につきましては、3 款の国庫支出金と同様の趣旨で交付をされております。

2 項 1 目県財政調整交付金 2,800 万 2,000 円につきましては、財政の安定化を図るための 1 号交付金、その他事情に対し 2 号交付金として交付されるものでございます。前年度比 732 万 2,000 円の減でございます。

2 目乳幼児医療費補助金 5 万 9,000 円につきましては、乳幼児医療費助成運営強化分として交付対象経費の 2 分の 1 の補助率で交付されております。

次のページ 127、128 ページをお開き願います。

6 款 1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 1,275 万 7,460 円、こちらはレセプト 1 件当たり 80 万円を超えるものが対象で、80 万円を超える部分の 100 分の 59 が交付されるものでございます。

2 目保険財政共同安定化事業交付金 9,909 万 850 円でございますが、レセプト 1 件当たり 80 万円までに対し 100 分の 59 が交付されるものでございます。

7 款の財産収入 10 万 4,638 円につきましては、備考記載 3 件の基金利子でございます。

8 款 1 項 1 目一般会計繰入金 4,126 万 7,924 円、一般会計から国保会計への繰り出し基準に基づく繰り入れで、前年度比 214 万 9,963 円の増でございます。

1 節保険基盤安定繰入金 2,587 万 1,931 円は、低所得者に対する保険税軽減分として 1,662 万 9,210 円、また低所得者を多く抱える市町村に支援する保険者支援分として 924 万 2,721 円でございます。

2 節職員給与費等繰入金 1,296 万 1,993 円につきましては、職員 1 名分の人工費、事務費及び徴税費に係る繰り入れでございます。

3 節助産費繰入金 84 万円は、出産育児一時金に対する費用の 3 分の 2 を繰り入れするものでございます。

4 節その他一般会計繰入金 5 万 9,000 円は、乳幼児医療費助成事業運営強化分として、県補助金と同額を繰り入れしております。

5 節財政安定化支援事業繰入金 153 万 5,000 円でございますが、保険財政の健全化及び低所得・高齢者層の割合が高いなどの財政事情に対する繰り入れでございます。

2 項 1 目基金繰入金は 2,500 万円の基金取り崩しを行っております。

9 款繰越金 1,814 万 5,704 円、平成 28 年度からの繰り越しで、前年度比 515 万 3,406 円の増額でございます。

次のページ、129、130 ページをお開き願います。

10 款諸収入 143 万 7,049 円で、前年度比 22 万 9,613 円の増でございます。一般被保険者の延滞金、交通事故による求償事務委任に行い納付される第三者納付金、資格喪失後に受診したものの返還金等でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。131、132 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1,102 万 6,807 円は、職員 1 名分の人工費並びに事務費等でございますが、主なものとして 13 節委託料 268 万 5,521 円でございますが、国保情報データベースシステムなどの保守料のほか、国保制度改革に伴うシステム改修費が主なものでございます。

2 目連合会負担金 48 万 6,268 円は、国保連合会への運営費に対する村の負担金でございます。

2項1目賦課徴収費 137万1,234円、国保税の賦課徴収に係る帳票印刷、郵便料、計算料などの費用でございます。

2目納税奨励費 199万8,744円は、各納税貯蓄組合に対する納税奨励金及び納税貯蓄組合連合会への運営費補助金等でございます。

3項1目運営協議会費 8万9,400円は、国保運営協議会の運営に要する費用であります、委員6名の日額報酬及び費用弁償が主なものでございます。

次のページ、133、134ページをお開き願います。

2款1項療養諸費 2億9,528万5,650円、前年度比1,876万750円の増となっております。

2項高額療養費 3,869万512円、前年度比654万9,780円の増でございます。こちらは自己負担額の限度額を超えた部分に対する支払いになります。

3項出産育児諸費 126万420円、出産育児一時金として1件当たり42万円の支払いになりますが、29年度は3件でございました。

4項葬祭諸費 20万円、国保の被保険者が死亡され、葬祭をとり行った方へ1件当たり5万円を支給するもので、4件分を支給しております。

次のページ、135、136ページをお開き願います。

3款後期高齢者支援金等 6,434万8,582円は、社会保険診療報酬支払基金に支援金として拠出したものでございます。

4款前期高齢者納付金等 24万618円につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者に係る保険者間の医療費負担を調整するための支払基金に納付金として拠出したものでございます。

5款老人保険拠出金 1,344円は、老人保険制度に係る精算事務に対する拠出金でございます。

6款介護納付金 2,702万4,978円、こちらは、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る保険料相当額を支払基金へ納付するものでございます。

次のページ、137、138ページをお開き願います。

7款共同事業拠出金 1億2,163万9,877円、前年度比906万9,400円の減、高額な医療費が発生した市町村に給付される高額医療費共同事業費並びに保険財政共同安定化事業を運営するために国保連合会に拠出したものでございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費 631万7,020円は、高齢者の医療の確保に関する法

律に基づき、40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査並びに特定保健指導に要した費用であります。主なものは13節の委託料599万5,414円、特定健診業務に係る委託料でございます。

2項1目保健事業費179万1,311円、医療費適正化事業等の経費で、主なものといたしましては、7節賃金99万3,840円で、レセプト点検員の賃金と13節委託料44万9,210円で、医療費通知、ジェネリック差額通知、健診結果説明会、脳ドッグに対する助成などでございます。

次のページ、139、140ページをお開き願います。

9款基金積立金10万5,000円、国保財政調整基金の利息相当分の積立金でございます。

11款諸支出金792万4,823円につきましては、保険税の還付及び国県補助の返還金であります。

以上、国保会計の主なものについてご説明申し上げました。

続きまして、認定第6号平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の199、200ページをお開き願います。

歳入合計でございますが、予算現額5,232万円に対し、調定額5,262万6,086円、収入済額5,235万6,486円、収入未済額26万9,600円となり、予算の執行率は100.1%で、前年度比234万1,700円の増額でございます。

次のページ、201、202ページをお開き願います。

歳出合計の予算現額につきましては、歳入と同額でありまして、支出済額5,092万4,118円となり、不用額139万5,882円でございます。予算の執行率は97.3%、前年度比185万4,880円の増でございます。

歳入歳出差引残額は143万2,368円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、207ページ、208ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、調定額2,931万2,400円に対し、収入済額2,904万2,800円、収入未済額26万9,600円でございます。

1項1目の特別徴収保険料については、収納率100%となっており、2目普通徴収保険料については、収納率97.8%となっております。

2款使用料及び手数料 4,900 円につきましては、督促手数料でございます。

3款1項1目事務費繰入金 676 万 4,783 円は、職員1名分の人物費及び事務費等に対する一般会計からの繰り入れでございます。

2目保険基盤安定繰入金 1,548 万 1,217 円、低所得者に係る軽減分及び被扶養者に係る均等割額の軽減分に対する繰り入れでございます。

4款繰越金 94 万 5,548 円は、平成28年度からの繰越分でございます。

5款諸収入 11 万 7,238 円につきましては、保険料に対する延滞金並びに還付金が主なものでございます。

続いて、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

211、212 ページをお開き願います。

1款1項総務管理費 521 万 6,722 円、こちらは職員1名分の人物費及び事務費でございます。

2項徴収費 98 万 4,631 円は、納税貯蓄組合への奨励金、帳票等の印刷代などが主なものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金 4,455 万 6,217 円につきましては、後期高齢者保険料並びに一般会計から繰り入れの保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付したものでございます。

3款諸支出金 16 万 6,548 円につきましては、保険料還付金並びに一般会計繰出金が主なものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長、下水道、戸別合併、宅地造成、水道会計について説明願います。

都市建設課長（後藤広之君） 認定第3号下水道会計についてご説明申し上げます。決算書の141、142 ページをお願いいたします。

平成29年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

まず歳入について。歳入の合計が、予算額3億1,220万5,000円に対しまして、収入済額3億142万2,510円、執行率が96.5%で、前年度比3.5%の減となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出合計ですが、予算額3億1,220万5,000円に対しまして、支出済額2億9,646万2,486円、執行率が95%、前年度比5.1%の減となり、歳入歳出の差引残額が496万24円

となっております。

続きまして、主な内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。

149、150 ページをお願いいたします。

歳入について。

1 款 1 項 1 目下水道事業負担金 61 万 2,704 円、収入未済額 102 万 2,822 円につきましては、全て 1 節の受益者負担金過年度分となっております。

2 款 1 項 1 目下水道使用料 8,937 万 1,468 円、収入未済額 112 万 5,807 円につきとなつております。収納率が 98.8% となっております。

2 項 1 目手数料 18 万円につきましては、排水設備の指定店工事手数料ほかとなっております。

次のページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、1 億 5,563 万 9,000 円となっております。

4 款 1 項 1 目繰越金は、297 万 4,054 円となっておりまして、平成 28 年度からの繰越金となっております。

6 款 1 項 1 目下水道事業債 4,330 万円のうち、1 節特定環境保全公共下水道事業債 3,820 万円につきましては、マンホールポンプ場の機能検討業務並びに塩浪地区住宅団地整備事業関連の繰越分となっております。

7 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金 917 万円につきましては、塩浪地区住宅団地整備事業関連の繰越金となっております。

続きまして歳出について、153、154 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目総務管理費 5,811 万 5,128 円、主なものといたしまして、19 節負担金、補助及び交付金 4,535 万 696 円につきましては、吉田川流域下水道維持管理負担金ほかとなっております。

2 目管渠管理費につきましては、下水道環境約 72 キロメートル及びマンホールポンプ場 13 カ所に係る維持管理費となっておりまして、主なものといたしまして 13 節委託料 596 万 5,920 円は、下水道施設の維持管理業務ほかとなっております。

2 項 1 目公共下水道建設費 5,571 万 3,155 円、主なものといたしましては、職員 1 名分の人物費のほか次のページをお願いいたします。13 節委託料といたしまして 892 万 800 円、こちらは沢田古館橋マンホールポンプ場の機能検討業務となっております。15 節工事請負費 3,884 万 6,800 円につきましては、塩浪地区住宅団地整備関連の工事繰越分となってお

ります。

2款1項公債費1億6,554万8,549円につきましては、平成28年度末残高15億154万2,000円に対する償還元金及び利子になっております。

下水道事業特別会計につきましては、以上となります。

次に、浄化槽会計につきまして、185、186ページをお願いいたします。

平成29年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算について。

歳入合計といたしまして、予算額3,745万2,000円に対しまして、収入済額3,763万6,755円、執行率が100.5%、前年度比で10.6%の増となっております。

続きまして次のページをお願いいたします。

歳出について。歳出合計といたしまして、3,745万2,000円に対しまして、支出済額3,667万3,103円となっており、執行率で97.9%、前年度比で12.2%の増となっております。

歳入歳出の差引残額が96万3,652円となっております。

続きまして、主な内容について事項別明細書でご説明申し上げます。193、194ページをお願いいたします。

歳入について。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金、収入済額110万3,000円、浄化槽11基分に係る受益者分担金となっております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料1,607万6,800円、平成29年度末現在363基分に係る使用料となっております。収入未済額が22万1,200円となっております。 3

款1項1目循環型社会形成推進交付金298万4,000円、浄化槽10基新設分に係る交付金となっております。

4款1項1目一般会計繰入金1,085万3,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金は134万4,297円となっております。

6款1項雑入17万5,000円は、消費税還付金が主なものとなっております。

7款1項1目下水道事業債510万円につきましては、浄化槽10基分新設に係る起債借り入れ分となっております。

次のページ、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費2,571万6,559円、主なものといたしましては、職

員 1 名分の人物費と、13 節委託料 2,062 万 1,011 円につきましては、平成 29 年度末現在 363 基設置分に係る保守点検、維持管理業務委託料となっております。

2 目合併処理浄化槽建設費 913 万 5,600 円、主なものといたしまして 15 節工事請負費につきましては、浄化槽新設分 10 基分に係る支出となっております。

2 款 1 項公債費 182 万 944 円につきましては、平成 28 年度末未償還残高 5,552 万 7,000 円に係る償還元金及び利子になっております。

浄化槽会計につきましては、以上です。

続きまして、宅地造成事業特別会計について。215、216 ページをお願いいたします。

平成 29 年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

歳入合計が、予算額 6 億 70 万 4,000 円に対しまして、収入済額 6 億 5,620 万 8,032 円、執行率で 109.2% となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出の合計が、予算額 6 億 70 万 4,000 円に対しまして、支出済額 5 億 9,934 万 4,854 円となっておりまして、執行率で 99.8%、歳入歳出の差し引き残額が 5,686 万 3,178 円となっております。

続きまして、主なものについて事項別明細書でご説明を申し上げます。

223、224 ページをお願いいたします。

歳入について。1 款 1 項 1 目一般会計繰入金 550 万円。

3 款 1 項 1 目村債 5,263 万 3,000 円につきましては、一般会計からの借り入れ分となっております。

4 款 1 項 1 目繰越金 16 万 8,816 円。

5 款 1 項 1 目不動産売払収入 5 億 9,790 万 6,000 円につきましては、105 区画に係る売払い収入となっておりまして、全額収納済みとなっております。

続きまして次のページをお願いいたします。

歳出について。1 款 1 項 1 目一般管理費 652 万 8,646 円。主なものといたしましては、職員 1 名分の人物費と 13 節委託料 264 万 5,568 円につきましては、住宅団地完成式典開催に係るイベントプロデュース料となっております。

2 款 1 項 1 目塩浪地区造成事業費 5 億 9,281 万 6,208 円、主なものといたしまして 13 節委託料 4,493 万 3,448 円につきましては、販売委託業務及び確定測量業務に係る支出となっております。15 節工事請負費 1,317 万 6,000 円につきましては、販売事務所の建築及び

駐車場の整備、案内看板の設置工事分となっております。23節償還金利子及び割引料5億3,260万7,605円につきましては、地域開発事業債及び一般会計借り入れ分の償還金となっておりまして、全額返済となっております。

宅地造成事業特別会計分につきましては、以上となります。

議長（細川運一君）済みません、ここで休憩をいたします。再開を1時といたします。

午前1時57分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（細川運一君）休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長、水道会計について説明願います。

都市建設課長（後藤広之君）認定第8号、大衡村水道事業会計についてご説明申し上げます。

決算書の229、230ページをお願いいたします。

平成29年度大衡村水道事業決算報告について。

(1) の収益的収入及び支出の収入についてですが、1款事業収益、予算額2億4,678万8,000円に対しまして、決算額2億5,059万8,687円、執行率が101.5%となっております。

内訳といたしまして、第1項営業収益1億9,807万6,070円は、前年度比5.6%の減で、主なものといたしまして水道使用料となっております。

第2項営業外収益5,252万2,617円につきましては、前年度比9%の増で、主なものといたしまして一般会計補助金、長期前受戻入金となっております。

支出について。

第1款事業費用といたしまして、予算額2億4,913万円に対しまして、決算額2億4,129万4,187円、執行率が96.9%となっております。

内訳といたしまして、第1項営業費用2億3,322万3,316円、前年度比で1.2%の減となっておりまして、主なものといたしまして受水費、減価償却費となっております。

第2項営業外費用につきましては、807万871円、前年度比で12.2%の減となっておりまして、主なものといたしまして企業債利息、支払消費税となっております。なお、詳細の内訳につきましては、後ほど248ページから251ページの収益費用明細書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について。収入についてですが、第1款資本的収入、予算額 64万4,000円に対しまして、決算額 64万4,112円。前年度比で33.3%の減となっております。こちらは全て開発負担金となっております。

支出についてですが、第1款資本的支出、予算額 1,599万6,000円に対しまして、決算額 1,623万6,477円。内訳といたしまして、第1項建設改良費 60万8,700円につきましては、量水器の購入分となっております。

第2項企業債償還金 1,562万7,777円につきましては、平成28年度末未償還元金2億5,317万1,893円分に係る償還金となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,559万2,365円は、過年度損益勘定留保資金で補填しております。

続きまして次のページをお願いいたします。（2）の損益計算書についてですが、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益につきましては3,714万3,155円の赤字となり、これに3の営業外収益と4の営業外費用を加味した経常利益につきましては927万1,460円の黒字となっております。5の特別利益と6の特別損失はなかったことから、当該年度の純利益は、927万1,460円の黒字となっております。これにより、最終的な当該年度の未処分利益剰余金は2,619万1,473円となっております。

234ページ、（3）のキャッシュフロー計算書につきましては、下から3段目、平成29年度中の資金の増減額は、1,897万7,659円の増となったことから、一番下ですが、平成29年度期末残高は4億6,825万7,900円となっております。前年度比4.2%増となっております。

235、236ページをお願いいたします。（4）の剰余金計算書についてですが、当年度の変動額といたしまして、開発負担金の受け入れが59万6,400円と、当該年度の純利益が927万1,460円、合わせまして986万7,860円の増額となったことから、資本の合計は7億5,813万9,925円、前年度比で1.3%の増となっております。

（5）の剰余金処分計算書は、表のとおりで当該年度の処分はございませんでした。

続きまして、次のページ、237ページをお願いいたします。

（6）の貸借対照表についてですが、1の固定資産の合計につきましては、対前年度比1%減の10億4,654万8,302円となり、2の流動資産の合計につきましては対前年度比4.4%増の4億9,654万4,841円となったことから、1、2を合わせました資産の合計は、対前年度比0.7%増の15億4,309万143円となっております。

238 ページの負債の部につきましては、3から5までの合計といたしまして、7億8,495万3,218円となり、資本の部につきましては、資本の合計といたしまして、対前年度比1.3%増の7億5,813万9,925円となっております。

続きまして239ページの（7）の重要な会計方針に係る事項に関する注記につきましては、例年どおりと変更ございません。

また、次ページ以降の附属資料につきましては、後ほどごらんいただきたいと思いますが、昨年度までの記載方法を変更した部分がございますので、その点についてのみご説明をさせていただきます。244ページをごらんいただきたいと思います。

3の業務の（1）の業務量、この表の中の上から二つ目の年度末給水戸数につきましては、例年どおりの表記となっておりまして、こちらは住基上の世帯数で比較した数値となっておりますが、その下、年度末給水戸数、括弧といたしまして給水契約の対象となっている戸数、こちらを今年度追記させていただいております。今後この項目での比較をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

水道事業会計の説明につきましては以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長、介護保険会計について説明願います。

健康福祉課長（残間文弘君） それでは、認定第4号、平成29年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書、157、158ページをお開き願います。

歳入予算合計5億6,329万4,000円、調定額5億6,458万3,588円、収入済額5億6,212万1,013円、収入未済額246万2,575円となっております。決算額前年度比2,411万4,506円の増となっております。

続きまして、次のページ、お願いします。

歳出です。歳出予算現額に対しまして、支出済額5億4,138万9,917円で、予算に対する執行率は96.1%、前年度比2,491万2,918円の増で、歳入歳出差引残額は2,073万1,096円となっています。

内容の主なものにつきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。165、166ページをお開き願います。

歳入です。1款1項1目第1号被保険者保険料、収入済額1億782万4,382円、収入未済額246万2,575円、未納者数37名で収納率は現年度分が98.89%、過年度分が28.76%となっております。年度末の1号被保険者数は1,573名となっておりまして、前年度より

52名増となっております。

続きまして、3款1項1目介護給付費負担金9,477万5,675円の収入済額になっており、国の法定負担率は給付費の居宅サービス分が20%、施設サービス分が15%となっております。

2項1目調整交付金2,342万3,000円の収入済額になっており、標準給付費に対する交付割合が4.95%となっております。

2目地域支援事業交付金（介護予防生活支援総合事業）327万円、補助率が25%。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）405万4,778円、こちらは補助率が39%になっております。

4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）15万150円、補助率が39%となっております。

次のページ、お願ひいたします。

5目介護保険事業費補助金54万4,000円は、制度改正による介護保険システム改修に係る補助金で、29年度分が32万4,000円、28年度からの繰越事業分が22万円、いずれも補助率2分の1となっております。

4款1項1目介護給付費交付金1億3,956万3,739円、こちらは40歳から65歳未満の2号被保険者保険料に係る分で、負担率は28%になっております。

2目地域支援事業交付金342万6,739円、負担率は同じく28%となっております。

5款1項1目介護給付費負担金7,156万3,000円の収入済額で、居宅サービス分が12.5%、施設サービス分17.5%の負担率となっております。

3項1目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）167万625円、補助率は12.5%。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）202万7,389円、補助率が19.5%となっております。

次のページお願ひします。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）7万5,075円、補助率は19.5%となっております。

飛びまして、7款1項1目介護給付費繰入金6,077万2,132円の収入済額で、法定村負担分12.5%相当となっております。

2目その他一般会計繰入金2,429万1,547円、職員1名の人事費相当分及び介護認定等

に係る事務費の繰り入れとなっております。

3目地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）167万625円、負担率が12.5%で、職員1名分の人事費相当分及びいきいきサロン等介護予防事業に係る事業費分となっております。

4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）195万9,750円、負担率19.5%で、職員1名の人事費相当分及びケアプラン作成等包括的支援事業に係る事業費分となっております。

5目低所得者保険料軽減繰入金68万2,080円。

6目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・社会保障充実分）7万5,075円。負担率19.5%となっております。

次のページをお願いします。

8款1項1目介護サービス計画収入192万5,800円、要支援1、2に係る地域包括支援センターが作成するケアプラン収入となっております。

9款1項1目繰越金2,152万9,508円となっておりますが、実績による平成29年度予算で返還する国県補助金等750万1,511円を差し引きますと、実質繰越額は1,402万7,997円となっております。

10款3項2目雑入22万8,000円、いきいきサロン参加者負担金及び介護者のつどいの参加負担金となっております。

続きまして、歳出です。173、174ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費934万8,119円、主なものは職員1名分の人事費及び13節委託料495万355円は、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定業務費用となっております。

3項1目認定調査等費266万880円、介護認定審査員の賃金、主治医意見書作成に係る経費となっております。

次のページをお願いいたします。

2目認定審査会共同設置負担金228万4,000円、一部事務事務組合に対する介護認定審査会の共同設置負担金で、本村審査件数335件分となっております。

4項は、介護保険運営委員会委員の報酬、費用弁償の経費となっております。

2款1項介護サービス等諸費4億4,568万1,111円、こちらは1目居宅介護サービス給付費から6目地域密着型介護サービス給付費に係る年間延べ7,770件のそれぞれの介護サ

ービス区分ごとの給付費となっております。

2項高額介護サービス等費 998万895円は、1目高額介護サービス等費 884件分、及び次のページをお願いします。2目高額医療合算介護サービス費 49件分の給付費となっております。

3目その他諸費 40万7,539円、国保連合会への介護給付費審査支払いに係る取り扱い手数料となっております。

4項特定入所者介護サービス等費 3,010万710円、入所施設利用者等の食費、居住費の負担限度額を超える分の補足給付となっております。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費 709万9,794円、こちらにつきましては保健師1名分の人事費及び短期集中予防サービス事業であります元気アップ教室と通所型サービスA事業のはつらつ塾に係る経費となっております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費 261万7,860円は、要支援者の介護予防ケアプラン作成委託料と介護予防プラン作成システム保守点検料などとなっております。

次のページをお願いいたします。

2項1目一般介護予防事業費 808万3,094円、保健師1名分の人事費及び介護予防事業のいきいきサロン、脳トレ習得、介護予防リハビリ指導にかかる経費となっております。

3項1目総合相談事業費 842万653円、主なものは保健師1名、臨時職員1名分の人事費となっております。

次のページをお願いいたします。

4目任意事業費 582万8,220円、主なものは13節委託料と20節扶助費で、ひとり暮らし老人等配食サービス、介護者のつどい、緊急通報システム、紙おむつ支給等に係る経費となっております。

4款1目基金積立金 1万9,000円、年度末の基金残高は 1,706万5,818円となっております。

次のページをお願いします。

6款1項償還金及び還付加算金 461万7,991円、平成28年度分の国・県補助金等の精算による返還金となっております。

2項繰出金 288万3,520円、平成28年度の一般会計の繰入金の精算によるものです。

介護保険事業勘定特別会計につきましては以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） ここで、監査委員から平成29年度各種会計の決算審査にかかる意見を

求めます。

渡邊保夫代表監査委員、登壇願います。

[代表監査委員 渡邊保夫君 登壇]

代表監査委員（渡邊保夫君） それでは、私のほうから平成 29 年度の大衡村各種会計決算審査

意見書をご報告申し上げます。

1 ページをお開きになっていただきます。

ただいま担当課長より歳入歳出の決算内容、詳細に説明ありましたので、極力数字的なところ重複しないように説明したいと思います。

それでは第 1 の審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計の決算で、（1）の平成 29 年度大衡村一般会計歳入歳出決算から、特別会計を追いまして基金の状況、水道事業会計の歳入歳出決算までの対象になります。

第 2 の審査の期間でございますが、平成 30 年 6 月 27 日から平成 30 年 7 月 31 日まででございます。

第 3、審査の方法でございますが、村長から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書、①といたしまして決算の計数は正確であるか、②といたしまして予算の執行が適正かつ効率的に行われたか、③といたしまして財政運営が健全であるかなどに主眼を置き、また公有財産、基金、物品の管理についても留意しながら帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出とあわせて担当職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

第 4、審査の結果、総括でございますが、審査に付された各種会計歳入歳出決算書等については、関係法令に準拠して作成され、各種証書等を照合審査した結果、計数はいずれも誤りないと認めた。

また、予算の執行は的確かつ合法的に行われており、おおむね適正であると認めました。

平成 29 年度一般会計を概観すると、前年度に比べて、歳入 2 億 9,914 万 6,000 円増加の 49 億 1,439 万 5,000 円で、歳出では 4 億 5,872 万円増加の 46 億 9,657 万 9,000 円となっております。

歳入歳出差引額は 2 億 1,781 万 6,000 円となり、そのうち翌年度繰越財源 5,261 万 6,000 円を差し引いた実質収支は 1 億 6,520 万円の黒字になっております。

続いて、2 ページをお開きになっていただきまして、財政運営及び資金収支は効率的に行われており、基金も設置目的に従って運用され、その収益の処理も適正に行われていま

した。今後についても、基金設置の目的に沿って有効活用される施策の検討を図っていた
だきたい。

財政構造の弾力性を判断する指標の一つである「経常収支比率」については、前年度の 94.4%より 103.2%となった。経常収支比率は 75%以下が望ましいとされていることから、今後はさらなる経常的経費の節減に努力されたい。

公債費比率については、前年度の 5%より 0.1%減の 4.9%になっております。また、地方債残高比率は、前年度の 128.3%より 4.1%減の 124.2%となり、健全エリア内であります。

本村の自主財源の比率は 53.2%と、昨年度より 1.7%増となった。内容としては村税が前年度より 0.5%増の 14 億 9,464 万 8,000 円となったことや、繰越明許分の財源が繰り越されたための増と、ふるさと寄附金の増によって 2.8 倍となった寄附金、さらには塩浪地区団地整備事業が完了し、土地が完売したことから貸付金の返済があり、前年度 6,669 万 2,000 円の諸収入の額が 3 億 722 万 7,000 円と大きく増加となったことが要因である。しかしながら次年度以降は諸収入であるときわ台南団地の土地代金やふるさと寄附金を含む寄附金の確たる収入が見込めない。そのような中で今後さらなる自主財源比率を高めるためにも、企業誘致活動の推進とともに地域の基幹産業である農業の振興や商業の活性化と、新たな定住促進策を検討していただき、あわせて住民生活環境の整備や福祉向上、防災、防犯対策の構築など、長期的視野に立った財政運営を行うことを望むものであります。

本村の将来を展望し、切りかえていくための羅針盤として基本理念に「ともに育み、ともにつくり、ともに生きる愛と活力にあふれたまちづくり」を掲げた第 5 次総合計画も最終コーナーに差しかかっている。主役である村民と企業、行政との協働によりみんなが明るく元気に暮らせる大衡村の実現を図るためにも、財政面においての基本目標である財政計画の立案と計画に基づいたコスト削減を図り、限られた予算で効率的、重要な整備を進めるように一層取り組んでいただきたい。

決算審査に当たり、その他改善及び要望する点などを下記のとおり記述する。

1 といたしまして、平成 29 年度一般会計の繰越未納額は 8,161 万 3,000 円と、昨年度より 196 万円増加している。これは保育料を除いた村税並びに使用料等全てが増加しており、また、奨学資金や水道料金においても同様である。以前より本村では収納対策として、宮城県地方税滞納整理機構に依頼しており、8 案件村税額 267 万 9,200 円に対して納付額 264 万 5,000 円収納率 98.7%の成果があるが、各課が連携した村税等縮減対策本部や黒川

4 市町村等で組織しているチーム等々の努力がなかなか実を結ばないことは残念である。また、村税及び各種使用料の滞納者には、相当の年数が経過し固定化した債権もあり、その対策並びに決断が急がれる。

役場の機構改革によって、税務課内に徵収対策室が設置されたが、その機能を果たしていない。人材を配置するに当たり、現役役場職員のみならず村内外の有識者や民間団体等の能力を活用してはどうか。公平、平等の原則にのっとり、収納実施計画をつくり、しっかりととした滞納額縮減に努められたい。

2 といたしまして、国民健康保険税については、収納率が前年度の 78.3%より 0.4%増の 78.7%になっているが、現年分の収納未済額が増加しており、今後とも安定的な運営を継続していくためにも、引き続き納付指導と滞納者への徵収業務に努力されたい。

3 といたしまして、水道事業会計については、前年度対比で事業収益が 97.9%、事業費用で 98.5%となり、経常利益として 927 万 1,000 円を計上することができた。水道使用料の繰越未納額は前年度対比 102.9%と増加しており、今後さらなる滞納額縮減に努力していただくとともに、私債権管理条例等の新たな対策の検討も考慮されたい。

4、住宅使用料については、前年度の繰越未納額が 240 万 6,000 円であったが、平成 29 年度は 256 万 4,000 円となり、16 万 8,000 円の増加となった。現年度の滞納者がふえていることもあり、今後さらなる徵収業務への努力を求める。

5、給食費の滞納額は、前年度 67 万 8,000 円であったが、今年度は 71 万円と 3 万 2,000 円増加している。過年度分については、少人数で相当前のものが少しづつ償還されている状況を勘案したとき、滞納者に配慮しつつも縮減にさらなる努力を求める。

6、保育料滞納額は、前年度 14 万 4,000 円より 7 万 5,000 円減少し、6 万 9,000 円となった。相当古い債権にもかかわらず徵収に努力された結果を評価したい。

7、奨学資金については、滞納額が前年度より 32 万増加し、273 万 8,000 円と増加しており、現年度分の未納額も増加している。奨学資金貸与基金のあり方を理解していただき、滞納額縮減に努められたい。

8、開発基金で所有している土地の利用については、公用で全戸を取得した行政の変化によって、不要になってしまった土地がある。いつまでも土地開発資金で所有しているのは効率的な運営を妨げることになるので、今後の土地利用を考えていただきたい。

9、財政事務においては、関係法令や規則に基づき、おおむね計画的に事務処理されていた。今後も帳票、書類において、誤記載や収入支出金額の遺漏がないよう要望する。

続きまして、4ページをお開きになっていただきまして、第5、決算の概要であります
が、1といたしまして、各会計総括、①は平成29年度各種会計決算総額は、別表1のと
おりであると。②の平成29年度一般会計及び特別会計の決算総額は歳入71億5,273万
9,000円で、歳出が68億1,117万6,000円で、歳入歳出差引剰余額は3億5,156万3,000円
となっております。③、会計別決算額の前年度対比を見ると一般会計は前年度に比べ、歳
入で2億9,914万6,000円の増、歳出では4億5,872万円の増となっております。

特別会計の歳入では、前年度対比国民健康保険会計101.7%、下水道会計96.5%、介護
保険会計104.5%、個別合併処理浄化槽会計110.6%、それから後期高齢者医療会計
104.7%、宅地造成事業会計216.2%となった。歳出では前年度対比国民健康保険会計
103.6%、下水道会計95.8%、介護保険会計104.8%、個別合併処理浄化槽会計112.1%、
それから後期高齢者医療会計103.8%、宅地造成事業会計197.6%となっております。

④、決算収支の状況は、前年度と同様各会計とも黒字ではあるが、財源確保のために収
納率向上、経費の削減に一層努められたい。

⑤として各会計の歳入歳出差引剰余額、3億5,156万3,000円のうち、1億2,000万円
が基金に積み立てされ、5,261万1,000円が繰越明許1億7,894万7,000円が平成30年度
に繰り越しされております。

それでは5ページは表1の平成29年度の各種会計の決算の総括表の中に決算額等記載
されておりますので、あとでごらんになっていただきたいと思います。

続きまして6ページが各種会計歳入歳出最近の5カ年ですか、平成25年から平成29年
度の一般会計から特別会計の推移がありますので、これにつきましてもごらんになってい
ただきます。

それから7ページは一般会計の財務についての表の見方について記載されていますので、
これについてもあとでごらんになっていただきまして、8ページをお開きになっていただきま
して、表3が財政分析指標になっております。この数字についても3カ年のパーセン
トが載っておりますので、あとでごらんになっていただきたいと思います。

(2)の9ページになりますが、財政運営の状況になります。①といたしまして本年度
の財政状況を見ると、総額で50億3,944万7,000円に対し、収入済額49億1,439万
5,000円で、収入執行率97.5%となり、前年度に比べて2億9,914万6,000円の増である
と。また調停額に対する収納率は95.2%となり、前年度と比較して2.0%下回ったとい
うことで、②から⑥についてもあとでごらんになっていただきたいと思います。

それから 10 ページが表第 1、4 の 1 でありまして、一般会計の歳入歳出の決算額ですか、款ごとに記載されておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

11 ページが歳出関係でございます。

それから 12 ページをお開きになっていただきまして、表第 5 が一般会計決算の推移、これも平成 24 年から平成 29 年まででなっておりますので、あとでごらんになっていただきたいと思います。

それから表 6 の 13 ページをお開きになっていただきまして、一般会計の歳入歳出別財源内訳で、先ほど申し上げましたが、自主財源の構成比で計で一番右端になりますが、53.2%、それで依存財源が 48.8% になっております。

続きまして 14 ページをお開きになっていただきまして、先ほどこれも申し上げましたが、一般会計の繰越未納額の状況でございます。合計の右端のが平成 28 年度の繰越未納額でございます。村税から給食費までで、平成 28 年度で 7,912 万 9,094 円になりまして、平成 29 年度の繰越未納額は 8,161 万 2,960 円の額になっております。

それから 15 ページから現年分の滞納繰越金の調停額の平成 28 年度と平成 29 年度分が記載されております 18 ページまで、この表の中もあとでごらんになっていただきたいと思います。

それから 19 ページをお開きになっていただきまして、表 8 の一般会計の歳出性質別構成状況の推移でございまして、これも平成 25 年から平成 28 年度までの実績が載っておりますわけでございまして、区分といたしまして義務的経費が平成 29 年度で 30.9%、投資的経費が 17.4%、それからその他の経費といたしまして 51.7% の構成比の割合になっております。

それから次のページ、20 ページをお開きになっていただきまして、表 9 ですね。地方債の現在高の状況ということで、平成 29 年度末現在の合計で 33 億 6,585 万 3,000 円の額になっておりまして、この分返還していく金額になります。

それから、21 ページから 36 ページまで、国民健康保険の事業特別会計から 36 ページの宅地造成特別会計まで、この中の説明は割愛させていただきます。

中身はあとでごらんになっていただきたいと思います。

37 ページをお開きになっていただきます。

9 の基金運用状況になりますが、各種基金は平成 29 年度末現在において積立基金 23 億 6,136 万 9,000 円、低額運用基金 30 億 7,564 万 2,000 円となっております。一般会計基金

は前年度より 2 億 2,078 万 2,000 円増加しております。また特別会計においては総額 1 億 1,809 万 1,000 円となっており、前年度より 1,512 万 4,000 円の増となっております。各基金がそれぞれの設置された目的に沿って運営されており、適正であると認められるが、一部現在の情勢にそぐわない点も見受けられるので、改めて各部局において精査検討し、有効な運用を図っていただきたいということで、表の中の区分ごとの基金ですね、38 ページまでの表の金額はあとでごらんになっていただきたいと思います。

それからあと水道事業関係については、先ほど担当課長のほうから詳細に説明がありましたので、説明のほうは省略させていただきます。

以上で、審査の意見書、報告とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） これよりただいま代表監査委員から説明のあった決算審査意見書に対する質疑を行います。質疑ございますか。山路澄雄君。

11 番（山路澄雄君） 長期間にわたる監査、大変ご苦労さまでございました。丁寧な分析を、
議長（細川運一君） マイク近づけてください。

11 番（山路澄雄君） いただきましたが、審査意見書の 2 ページですが、財政構造の弾力性を判断する指標の一つである経常収支比率については、前年度の 94.4% より 103.2% となつたと。経常収支比率は 75% 以下が望ましいとされていることから、今後はさらなる経常的経費の節減に努力されたいと、そのように記載されておりますが、この収支比率ですか、年々アップしてきてとうとう 100 を超えたということですが、この結果について詳細なる分析をなさったと思われますが、ひとつその内容をお聞かせください。お願いします。

議長（細川運一君） 代表監査委員。

代表監査委員（渡邊保夫君） 8 ページに 3 カ年の収支比率が載っております。それで前年度と比較すると 8.8% 増額になって、山路議員が申されたとおり 100% を超えてしまったと。それで適用には 75% 以下が望ましいということになっておりますが、この一般会計の財務分析の中にも経常比率は経済構造の弾力性を見る上で最も重要な比率であると分析表にあるわけなんです。それで私の理解した中での答弁となります。詳しくはちょっと精査しておりませんので、わかっている範囲で申し上げますが、ちょっと経常収支の一般財源収入はここの冊子にもありますが、税と交付税等になっております。それと経常経費に充当した一般財源については、人件費あと扶助費、公債費となっております。それにまたちょっともっとあると思うんですけども、私ちょっと把握しておりませんが、それで前年度と比較すると収入のほうで前年度より減っているのが分母になる収入ですね。普通交付税

が多分約ですが 1 億 5,000 万円くらい少ないのかなと。それとそれに充当した財源でふえているのがあります。扶助費が約 5,700 万円ほどふえております。人件費、公債費等は大体前年度と同額でございますが、扶助費、多分扶助費というのはふえている理由は、私のあれでは社会保障制度に基づいて支出している金額も多々あると思います。それでふえたのかなと理解しております。ちょっとこれ以上は中身掌握していませんので、私の知っているだけ、理解しているだけの答弁となります。以上でございます。（「ありがとうございました」の声あり）

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 私も同じような質問したかったんですけども、もう一度ちょっとお聞きしたいんですが、経常収支比率が前年度の 94.4% から先ほどの説明のとおり 103.2% ということで、約 8 % 上がったということに対して、ある県会議員とあと方からちょっと話をいただいたんですけども、自主財源、大衡が 53.2%、この辺はますますふえるだろうと予測しているみたいなんですけれども、依存財源のほうの地方交付税、その辺は下手したらば今大和が不交付団体ということもありますけれども、大衡もその可能性はあるんだよという話しされたんです。そうなった場合のこの経常収支、どういうふうに変わってくるのか、もし判断できるのであれば教えてほしい。

議長（細川運一君） 決算審査にかかわる意見書に対する質疑でございますので、ただいまのようなご質問は企画財政課長が担当の日に聞いていただければいいのかなというふうに思いますけれども。ご理解いただきてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）済みません。ほかにございませんか（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっている平成 29 年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと思います。なお、決算審査を行うため、地方自治法第 98 条第 1 項の権限を、決算審査特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、平成 29 年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託しました8件の議案審査については、会議規則第46条第1項の規定により、来る9月13日まで終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の審査は、来る9月13日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで、決算審査特別委員長、副委員長を選任していただくため、暫時休憩をいたします。

再開は、委員長、副委員長が決定次第開きます。

午後 1時55分 休憩

午後 2時03分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員長、副委員長が選任されたので、その結果を報告いたします。

委員長に佐々木金彌君、副委員長に文屋裕男君が選任されました。

ここでお諮りをいたします。決算審査特別委員会並びに議案調査のため、9月7日から9月12日までの6日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

なお、9月13日の会議は、決算審査特別委員会終了後に開会することにいたします。

これで本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 2時04分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員